

第2回 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成25年2月6日（水）

14:00～15:40

木更津市民会館

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（素案）」について

- 事務局より、「南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（素案）」1. タクシー事業適正化・活性化の推進に関する基本的な方針及び2. 地域計画の目標並びに3. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項について資料説明

鈴木委員 ・ 5 ページ①に「ユニバーサルデザインタクシーの導入促進、ユニバーサルドライバー研修の受講促進」とあるが、この「ユニバーサル」について教えていただきたい。

事務局 ・ 誰にでも乗りやすいタクシーをユニバーサルデザインタクシー、UDタクシーと呼んでおり、国ではUDタクシー車両の認定制度を行っている。車両についてはワンボックス車両で、三列目の座席を外してスロープで車いすに乗ったまま直接乗れるようにしており、なおかつ乗車定員も確保するようなタクシーとなっている。また、通常のタクシー同様に駅待ち等が可能である。

・ ユニバーサルドライバー研修については、健常者、障害者にかかわらずどのような方が乗車しても懇切丁寧な対応ができるようにするために乗務員に研修を行っている。千葉県タクシー協会としても昨年9月に第1回目の研修を実施し、平成25年度も重点的に実施する予定。

轟代理 ・ 県内の精神障害者割引制度の導入状況について教えていただきたい。

事務局 ・ 千葉県内については、自治体からの要請により松戸市のみ実施している。今後も自治体から要請があれば検討する。割引

- 額については事業者負担となるので、その点も含めて検討していきたい。
- 轟代理 ・ 精神障害者割引制度以外の障害割引制度についてはいかがか。
- 事務局 ・ 身体、知的障害者割引制度については既に県内全事業者が対応しているところ。
- 三澤委員 ・ 6 ページに「JR の交通障害発生時には情報の提供」と記載されているが、「情報の提供」とはどのようなイメージか。
- 事務局 ・ JR から交通障害発生の際の情報の提供をタクシー会社が受けて代替輸送を行うという趣旨である。
- 神子代理 ・ 6 ページの「⑤ 防災・防犯対策への貢献」について、タクシー業界においてもルール作りを行うとの記載があるが、袖ヶ浦市ではJR やバス会社との協定締結については視野に入れていたが、タクシーについては検討しておらず、要請をすれば対応いただけるのか。
- 事務局 ・ 既に千葉県と千葉県タクシー協会では協定を締結している。市町村単位では、市原市と千葉県タクシー協会市原支部で協定が結ばれている。要望があれば支部に相談いただきたい。
- 高安代理 ・ 6 ページの「⑥ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上」について、具体的にどのように防止等を行っていくのか伺いたい。平均賃金との格差を縮めるとは、歩合を変更することなのか。
- 事務局 ・ 現在、実働一日一車当たりの営業収入が著しく低下していることから、供給過剰状態の車両を減車し、実働一日一車当たりの営業収入を上げることにより労働条件の改善を図ることを考えている。
- 加藤代理 ・ 目標①から⑦については具体策は示されているが、7 ページの「以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消」に記載の内容が根幹である問題にもかかわらず具体的内容が示されていないが、なにか考えがあるのか。
- 事務局 ・ 7 ページについては様々な特定事業を行うだけでは、なかなか

か供給過剰状態の解消にはならないと記載させていただいた。また、15ページには特定事業計画と相まった事業再構築、いわゆる減車を行うことによって、各目標に向かった有効な取組がなされ、日車營收、労働条件の改善が図られるのではないか。供給過剰の状態であるのであれば、車両を減らすことはもう一つの解決方法として、特定事業と対立である適正化についても各事業者毎に検討をいただきたいと記載させていただいた。

- ・供給過剰状態の解消が目的ではあるが、第1回で各自治体より、現状でもかなり車両が減ってきており、駅にタクシーが1台もないような状態との意見があり、その点も含めながら相対的に勘案しながら対応しなくてはいけないと考えている。

三澤委員

- ・8ページ以降には特定事業が記載されているが、既に取り組んでいるもの、新たに取り組んでいくものの違いがわからない。分かる範囲で教えていただきたい。

事務局

- ・例えば、禁煙タクシーに関しては平成19年より取り組んではいるが、運転者の中にはお客さんのいない時に喫煙してしまう者もいる。事業者としてそれぞれ個々に対応はしているところだが、完全ではないため改めて取り組んでいただくというように、ソフト的な施策については各社で既に取り組んでいただいていると理解いただきたい。ハード面に関しては、取り組んでいる会社、検討している会社、未だ検討まで至っていない会社の三つに分かれると考えている。特定事業については先行している5地区とは違い、南房地区の特性にあわせてお示しさせていただいた。

和泉澤代理

- ・8ページに「積極的に取組むタクシー事業者を支援する方策を関係者で検討する」とあるが、関係者についてはどのように想定しているのか。

事務局

- ・自治体、鉄道事業者等、関係する皆様のご協力をいただきながら速やかに目標の達成ができるよう記載させていただいた。

和泉澤代理

- ・12ページの「④観光振興への取組み」の実施主体が全てタクシー事業者となっているが、観光についてはタクシー事業者だけでなく、6ページに記載されているように自治体などの関係者と連携していくことが必要であるので、実施主体に関係者も記載した方がよいのでは。

- 事務局
 - ・一義的には事業者が観光タクシーの運行や観光ルート別運賃の設定・見直しを対応することを考えている。また、観光タクシー乗務員の研修については、事業者での実施、地区の観光協会等での実施のいずれかの方法があるのではないかと考えている。いただいた意見については、事務局で検討させていただき、実施主体の中に自治体等関係者についても追加させていただきたいと考えている。

- 高安代理
 - ・費用の捻出についての記載がないがどのようにされるのか。

- 事務局
 - ・費用についてはタクシー事業者各社の対応となる。ドライブレコーダー等については国の補助制度があるので活用していただければ。

- 門井会長
 - ・事業者代表より取組についてのご紹介いただきたい。

- 高橋委員
 - ・南房交通圏は中小の小の企業が多い。なかなか設備投資を行う事が出来ないが、ソフト面での充実を図りたい。できるものを優先して行いたいと考えている。

- 河野委員
 - ・13ページの「⑥タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上」に「若年労働者の積極的な雇用の促進」とあるが、運転者の高齢化の問題もあり、現状としては高齢者の雇用継続への取組を行っているところ。ドライブレコーダーなどについては資金的な問題があり、一括して導入することは困難であることから、車両数の割合に応じて導入していくことがこれからの課題。防犯仕切り板については地域性によって違いがあり、木更津エリア、安房エリアではお客さんのとらえ方が若干違うと考えている。なるべく安全性の高い防犯対策を講じていきたい。

- 門井会長
 - ・事業者側より、適正化・活性化はもちろんのこと、輸送事業の基本である安全・安心の取組、快適な輸送サービスを引き続き行っていく説明があった。
南房地区については、平成14年の規制緩和後、需要の減少が大きく、事業者自ら減車を進めてきていただいたところである。輸送実績のみでは、一時的な需要の増加や、昼と夜の需要の差など、地域の需要波動が反映されていないと感じる部分もある。車両数が増えていない中での減車、特に車両数が少ない事業者にとっては、経営に影響するものであること

から、事業者自ら判断していただきたい。

- 道祖尾委員
- ・ 業界全体の取組としては、需要の減少が続いている中で、高齢化社会に対応すべく新しい需要の掘り起こしが大変大事なことを考えている。交通過疎地帯の高齢者等の足の確保として、小回りの利くデマンドタクシーの運行により地域の皆様のお役に立ち、結果としてタクシーの需要増に繋がればと考えている。
- 門井会長
- ・ 他に意見が無ければいただいた意見をもとに地域計画（素案）を修正して次回、地域計画（案）を提示させていただく。追加の意見等ありましたら、2月15日（金）までに事務局までご連絡いただきたい。
- 事務局
- ・ 次回の協議会については、本日の意見を反映した地域計画（案）を提案させていただき、意見集約を図っていきたい。開催については、3月6日（水）14：00から木更津総合福祉会館で開催します。

3. 閉 会

【配布資料】

議事次第

出席名簿

配席図

資料 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（素案）

以 上